

地方分権改革推進WTの設置について

地方分権推進特別委員会

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症、人口減少社会の本格的な到来、頻発する自然災害などの様々な課題に直面する中、地方自治体は四半世紀を超える地方分権改革を新たなステージに押し進め地域の実情に応じた施策を自らの責任で迅速に実施することが求められる。

「地方分権改革の推進に向けた研究会」報告書において、地方側がこれまで度重ねて見直しを訴えてきた「従うべき基準」や地方の負担となっている計画策定などに関し、自らもその問題点や各地方自治体における実情についての検討をさらに進めながら、国に提言し、改革を促していく必要性が指摘された。

そこで、自治立法権の拡充・強化や地方の負担となっている計画策定に関する規定の見直しに向け、実務レベルのWTを設置し、国へ具体的に問題提起するための基となる現状や課題の調査・分析を行う。

2 WTの設置

(1) 組織上の位置付け

- ・地方分権推進特別委員会の下に、地方分権改革推進WTを設置する。

(2) 検討テーマ

- ・自治立法権の拡充・強化に向けた、「従うべき基準」をはじめとする過剰過密な法令体系の調査・分析
- ・「上書き権」を含む法律と条例の関係について議論を深めるための事例研究
- ・地方の負担となっている計画策定に関する規定の見直しに向けた、既存計画の実態調査や新たな計画策定を抑制する仕組みの検討
- ・その他、地方分権改革の視点から、実際に直面した課題の調査・分析

(3) 委員構成

- ・参加を希望する都道府県の担当課長で構成

3 スケジュール

令和2年	12月	第1回WT開催（今後の調査方針等に係る意見交換）
	以降	調査・分析を行い、具体的な課題を整理
	適時	地方分権推進特別委員会で議論
令和3年	6月	全国知事会議において報告

※調査・分析結果は、令和3年提案募集への提案や国への提言活動に活用